

# 平成20年度主要な政策に係るモニタリング調書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 自治行政局 総務室、行政課、合併推進課、  
行政体制整備室、公務員部給与能率推進室、自治財政局公営企業課

評価年月 平成20年7月

## 1 政策等

### 〔政策名〕

政策4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

### 〔政策の基本目標〕

分権型社会に対応した地方制度・地方行政体制の整備等の推進

### 〔次回評価実施予定年度〕

平成21年度（評価対象年度平成19～20年度）

## 2 指標等の進捗状況

### ○「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
地方分権改革推進法に基づく地方分権の推進の状況（地方分権改革推進委員会の検討状況）	地方分権改革推進法に基づき、政府として必要な法政上又は財政上の措置等を定めた「地方分権改革推進計画」を作成するために適切に検討されているか。	平成19年4月1日に発足した地方分権改革推進委員会において、平成19年11月16日に国の義務付け・枠付け、関与の徹底的な見直しの方向や、個別の行政分野・事務事業について見直しの具体的な方向性を示す「中間的な取りまとめ」が取りまとめられた。 また、平成20年5月28日には、「第1次勧告」が取りまとめられ、「中間的な取りまとめ」で示された個別の行政分野ごとに抜本的な見直しの内容が示されている。		
地方公共団体における集中改革プラン等の取組状況	地方公共団体における行政運営の質の向上などのための、「集中改革プラン」の策定及び公表は進んでいるか。 また、地方公共団体における行政の公正の確保及び透明性の向上などのための、情報公開条例及び行政手続条例の制定、意見公募手続制度の導入は進んでいるか。	<b>集中改革プランの公表状況</b>		
		—	都道府県 45団体 95.7% 政令市 15団体 100% 市区町村 1,542団体 84.4% 計 1,602団体 84.8% (H18. 7. 31現在)	都道府県 46団体 97.9% 政令市 17団体 100% 市区町村 1,798団体 99.3% 計 1,861団体 99.3% (H19. 9. 1現在)
		<b>情報公開条例（要綱等）の制定状況</b>		
		都道府県 47団体 100% 政令市 14団体 100% 市区町村 2,319団体 96.5% 計 2,380団体 96.6% (H17. 4. 1現在)	都道府県 47団体 100% 政令市 15団体 100% 市区町村 1,807団体 98.9% 計 1,869団体 98.9% (H18. 4. 1現在)	都道府県 47団体 100% 政令市 17団体 100% 市区町村 1,798団体 99.3% 計 1,862団体 99.4% (H19. 4. 1現在)

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																																													
		<b>行政手続条例（規則等）の制定状況</b> <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>47 団体</td> <td>100%</td> <td>都道府県</td> <td>47 団体</td> <td>100%</td> <td>都道府県</td> <td>47 団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>13 団体</td> <td>100%</td> <td>政令市</td> <td>15 団体</td> <td>100%</td> <td>政令市</td> <td>17 団体</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>2,516 団体</td> <td>99.4%</td> <td>市区町村</td> <td>1,818 団体</td> <td>99.6%</td> <td>市区町村</td> <td>1,804 団体</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,576 団体</td> <td>99.4%</td> <td>計</td> <td>1,880 団体</td> <td>99.6%</td> <td>計</td> <td>1,868 団体</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H17. 3.31 現在)</td> <td></td> <td></td> <td>(H18.10. 1 現在)</td> <td></td> <td></td> <td>(H19.10. 1 現在)</td> <td></td> </tr> </table>			都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%	政令市	13 団体	100%	政令市	15 団体	100%	政令市	17 団体	100%	市区町村	2,516 団体	99.4%	市区町村	1,818 団体	99.6%	市区町村	1,804 団体	99.9%	計	2,576 団体	99.4%	計	1,880 団体	99.6%	計	1,868 団体	99.9%		(H17. 3.31 現在)			(H18.10. 1 現在)			(H19.10. 1 現在)	
都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%	都道府県	47 団体	100%																																									
政令市	13 団体	100%	政令市	15 団体	100%	政令市	17 団体	100%																																									
市区町村	2,516 団体	99.4%	市区町村	1,818 団体	99.6%	市区町村	1,804 団体	99.9%																																									
計	2,576 団体	99.4%	計	1,880 団体	99.6%	計	1,868 団体	99.9%																																									
	(H17. 3.31 現在)			(H18.10. 1 現在)			(H19.10. 1 現在)																																										
		<b>意見公募手続制度の制定状況</b> <table border="1"> <tr> <td>都道府県</td> <td>43 団体</td> <td>91.5%</td> <td>都道府県</td> <td>43 団体</td> <td>91.5%</td> <td>都道府県</td> <td>43 団体</td> <td>91.5%</td> </tr> <tr> <td>政令市</td> <td>10 団体</td> <td>71.4%</td> <td>政令市</td> <td>12 団体</td> <td>80.0%</td> <td>政令市</td> <td>15 団体</td> <td>88.2%</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>-</td> <td></td> <td>市区町村</td> <td>316 団体</td> <td>17.3%</td> <td>市区町村</td> <td>547 団体</td> <td>30.3%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>-</td> <td></td> <td>計</td> <td>371 団体</td> <td>19.7%</td> <td>計</td> <td>605 団体</td> <td>32.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(H17. 4.30 現在)</td> <td></td> <td></td> <td>(H18.10. 1 現在)</td> <td></td> <td></td> <td>(H19.10. 1 現在)</td> <td></td> </tr> </table>			都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	43 団体	91.5%	政令市	10 団体	71.4%	政令市	12 団体	80.0%	政令市	15 団体	88.2%	市区町村	-		市区町村	316 団体	17.3%	市区町村	547 団体	30.3%	計	-		計	371 団体	19.7%	計	605 団体	32.4%		(H17. 4.30 現在)			(H18.10. 1 現在)			(H19.10. 1 現在)	
都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	43 団体	91.5%	都道府県	43 団体	91.5%																																									
政令市	10 団体	71.4%	政令市	12 団体	80.0%	政令市	15 団体	88.2%																																									
市区町村	-		市区町村	316 団体	17.3%	市区町村	547 団体	30.3%																																									
計	-		計	371 団体	19.7%	計	605 団体	32.4%																																									
	(H17. 4.30 現在)			(H18.10. 1 現在)			(H19.10. 1 現在)																																										
地方公営企業の経営改善	<p>「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日総財公33号）、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日総行整第11号）を参考に記述</p> <p>・中長期的な経営計画が策定されているか</p>	<p>地方公営企業分野における効果的・効率的な行政体制を整備・確立するためには、経営に関する中長期的な計画を策定した上で、経営基盤の強化等に取り組むことが必要であることから、各団体における当該計画の策定状況等を調査及び公表することによって、改善を促した。</p> <p>※中長期的な経営計画の策定状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>策定率</td> <td>64.2%</td> <td>80.6%</td> <td>83.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・一般会計と一体的に策定している団体についても、「中長期的な経営計画」の策定団体としている。</p> <p>・平成19年度における「中長期的な経営計画」の策定団体の内訳は以下の通り。</p> <p>【都道府県】 47 団体/ 47 団体</p> <p>【政令指定都市】 17 団体/ 17 団体</p> <p>【市町村等】 1,498 団体/ 1,797 団体</p> <p>【合計】 1,596 団体/ 1,861 団体</p>				平成17年度	平成18年度	平成19年度	策定率	64.2%	80.6%	83.9%																																					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																														
策定率	64.2%	80.6%	83.9%																																														
住民基本台帳の法改正の効果（閲覧件数の変化等）	<p>閲覧や写しの交付請求について、個人情報保護に十分留意した制度として再構築されているか。また、そのために必要な措置を行っているか。</p>	<p>閲覧制度については、17年度に「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会（座長：堀部政男一橋大学名誉教授）」において、制度の見直しについて検討し、18年度に法改正を踏まえ地方公共団体に対する説明会を実施。写しの交付制度については、18年度に「住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会（座長：堀部政男一橋大学名誉教授）」に</p>																																															

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
		<p>において、制度の見直しについて検討し、19年度に法改正を踏まえ地方公共団体に対する説明会を実施。なお、閲覧件数については、法改正前及び法改正後の状況について調査中である。</p>		
市町村合併の件数	市町村の行財政基盤を一層強化するための市町村合併が、どの程度進捗しているか。	325件 (関係市町村 1,025 団体)	12件 (関係市町村 29 団体)	6件 (関係市町村 17 団体)
合併後の市町村数	同上	1,821 団体 (H18.3.31)	1,804 団体 (H19.3.31)	1,793 団体 (H20.3.31)
1万人未満の団体数	同上	489 団体 (12 国調)	495 団体 (17 国調)	488 団体 (17 国調)
合併補助金を活用した事業数	合併後の市町村のまちづくり等に対する財政支援措置がどの程度活用されているか	3,031 事業 (221 市町村)	2,548 事業 (392 市町村)	2,379 事業 (394 市町村)
合併特例債を活用した事業数	同上	2,523 事業 (361 市町村)	4,685 事業 (517 市町村)	調査中
合併推進方策の検討状況	旧合併特例法の下で進展した市町村合併等の状況を踏まえ、市町村合併に関する効果・課題等についての研究が進められているか	<p>17年度から始まった「市町村の合併に関する研究会」において、17年度は主として合併による経費削減効果の推計を行った。18年度は合併法定協議会運営マニュアルの策定や合併市町村の取組の実態についての調査、大都市部における市町村合併の推進のための課題・検討の視点の整理等を行い、それぞれ報告書を作成した。19年度は平成の合併の評価・検証・分析を行った。</p>		
合併市町村の取組の状況	合併市町村において合併による住民サービスの維持・向上が図られているか	<p>・平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558市町村のうち430市町村で、合併を契機に①合併しなければ実現が容易でなかったと考えられる専門的なサービス等の実施、②合併前に一部の市町村で行われていたサービスを全域に拡大することによる旧市町村間の格差是正、③旧市町村の境界を越えた公共施設等の広域的利用などにより住民サービスの充実に取り組んでいる（平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558</p>		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
		<p>市町村を対象とする平成18年7月1日現在の実態調査より)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併により豊富になった地域資源のネットワーク化により、広域的な地域活性化に向けた新たな取組みの始まりや、合併市町村の周辺部の振興のため、地域単位のイベントや祭りの実施、地域の伝統・文化の保存・継承、旧市町村単位の住民組織等への支援などが実施されている（上記調査より）</li> <li>・規模の拡大により住民の声が届きにくくなる等の懸念に対処するため、345市町村において既存の地域組織に対する支援を行っているほか、100市町村において新たなコミュニティ組織等の設置を行っている（上記調査より）</li> </ul>		
合併市町村の行政体制整備の状況	合併市町村において合併による行政基盤の強化が進められているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558市町村のうち474市町村において、経営中枢部門の強化や組織の充実・専門化が行われているほか、税の徴収部門や監査委員事務局の独立など適正な事務執行のための体制が強化されている。また、助産師や保健市など、旧市町村では配置できなかった専門職員の配置が実現した合併市町村もある（平成11年4月1日～平成18年4月1日の間に合併した558市町村を対象とする平成18年7月1日現在の実態調査より）</li> <li>・行政評価の導入など、適切な行政運営のための条件が整備されつつある（平成19年10月1日現在の総務省調査を参考）</li> <li>・適切な職員配置や出先機関・外郭団体の見直しなどにより、職員総数・人件費の削減に取り組んでいる</li> </ul> <p><b>【集中改革プラン定員純減目標（H19.9.1現在）】</b></p> <p>合併市町村：▲8.7% ⇔ 未合併市町村：▲7.6%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体として職員数を削減する中で、商工労働・民生部門等へ適切な職員配置が行われている（総務省調査：平成11～14年度に合併した8団体について、定員管理調査をもとに、合併前後における部門別職員数の増減率を算出）</li> </ul>		

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																																																		
地方公共団体の人事制度改革の状況（任期付採用の実施団体）	公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、職員の任用・勤務形態の多様化の取組が進められているか。	91団体 （7月1日現在）	124団体 （4月1日現在）	160団体 （4月1日現在）																																																		
地方公務員数の推移	地方公共団体において、地方公務員数の抑制に着手に取り組み、積極的な行政改革の推進に努めているか。	3,042,122人 ※（ ）対前年比	2,998,402人 （-1.4%）	2,951,296人 （-1.6%）																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年</th> <th colspan="2">総数(人)</th> <th rowspan="2">対前年増減率(%)</th> </tr> <tr> <th>職員数</th> <th>対前年増減数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>9</td><td>3,267,118</td><td>-7,363</td><td>-0.2</td></tr> <tr><td>10</td><td>3,249,494</td><td>-17,624</td><td>-0.5</td></tr> <tr><td>11</td><td>3,232,158</td><td>-17,336</td><td>-0.5</td></tr> <tr><td>12</td><td>3,204,297</td><td>-27,861</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>13</td><td>3,171,532</td><td>-32,765</td><td>-1.0</td></tr> <tr><td>14</td><td>3,144,323</td><td>-27,209</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>15</td><td>3,117,004</td><td>-27,319</td><td>-0.9</td></tr> <tr><td>16</td><td>3,083,597</td><td>-33,407</td><td>-1.1</td></tr> <tr><td>17</td><td>3,042,122</td><td>-41,475</td><td>-1.3</td></tr> <tr><td>18</td><td>2,998,402</td><td>-43,720</td><td>-1.4</td></tr> <tr><td>19</td><td>2,951,296</td><td>-47,106</td><td>-1.6</td></tr> </tbody> </table> <p>※各年4月1日現在</p>			年	総数(人)		対前年増減率(%)	職員数	対前年増減数	9	3,267,118	-7,363	-0.2	10	3,249,494	-17,624	-0.5	11	3,232,158	-17,336	-0.5	12	3,204,297	-27,861	-0.9	13	3,171,532	-32,765	-1.0	14	3,144,323	-27,209	-0.9	15	3,117,004	-27,319	-0.9	16	3,083,597	-33,407	-1.1	17	3,042,122	-41,475	-1.3	18	2,998,402	-43,720	-1.4	19	2,951,296	-47,106	-1.6
年	総数(人)		対前年増減率(%)																																																			
	職員数	対前年増減数																																																				
9	3,267,118	-7,363	-0.2																																																			
10	3,249,494	-17,624	-0.5																																																			
11	3,232,158	-17,336	-0.5																																																			
12	3,204,297	-27,861	-0.9																																																			
13	3,171,532	-32,765	-1.0																																																			
14	3,144,323	-27,209	-0.9																																																			
15	3,117,004	-27,319	-0.9																																																			
16	3,083,597	-33,407	-1.1																																																			
17	3,042,122	-41,475	-1.3																																																			
18	2,998,402	-43,720	-1.4																																																			
19	2,951,296	-47,106	-1.6																																																			
ラスパイレス指数の状況	<p>国家公務員と比較した地方公務員の給与水準は、前者の俸給と後者の給料の比較である「ラスパイレス指数」により把握される。</p> <p>公表された各地方公共団体のラスパイレス指数を活用して、住民及び地方公共団体がその水準を判断・検証するのに役立っているかどうか。</p>	98.0	98.0	98.5																																																		
		<p>ラスパイレス指数(全地方公共団体平均の推移)</p> <p>平成19年4月1日現在における国を100とした一般行政職のラスパイレス指数は全地方公共団体の平均で98.5となっており、平成16年より4年連続で国家公務員の水準を下回っている。</p>																																																				

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度																																																																																				
給与制度・運用の適正化状況	各地方公共団体において、住民の理解と納得を得るため、給与の適正化に取り組んでいるか。	<p>○平成18年度における給与適正化等の状況 (単位:団体数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>昇給延伸</th> <th>初任給基準の是正</th> <th>運用昇給の是正</th> <th>わたりの是正</th> <th>給料表の是正</th> <th>高齢雇員の昇給停止等</th> <th>最高・特外昇給の昇給期間の是正</th> <th>小計(A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>指定都市</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>市区</td> <td>5</td> <td>101</td> <td>8</td> <td>26</td> <td>74</td> <td>1</td> <td>143</td> <td>358</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>1</td> <td>55</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>37</td> <td>0</td> <td>83</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> <td>165</td> <td>15</td> <td>38</td> <td>115</td> <td>1</td> <td>237</td> <td>577</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>離手当の是正</th> <th>退職手当の是正</th> <th>小計(B)</th> <th>合計(A)+(B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>32(25)</td> <td>1</td> <td>33</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>指定都市</td> <td>10(8)</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>市区</td> <td>260(205)</td> <td>113</td> <td>373</td> <td>731</td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td>202(155)</td> <td>163</td> <td>365</td> <td>557</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>504(393)</td> <td>277</td> <td>781</td> <td>1,358</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 合計の団体数は延べ数である。 2 離手当の是正の内数は特殊勤務手当の是正団体数である。 3 退職手当の是正には、退職時特別昇給制度の是正を含む。</p>			区分	昇給延伸	初任給基準の是正	運用昇給の是正	わたりの是正	給料表の是正	高齢雇員の昇給停止等	最高・特外昇給の昇給期間の是正	小計(A)	都道府県	0	1	0	0	2	0	3	6	指定都市	0	8	0	3	2	0	8	21	市区	5	101	8	26	74	1	143	358	町村	1	55	7	9	37	0	83	192	計	6	165	15	38	115	1	237	577	区分	離手当の是正	退職手当の是正	小計(B)	合計(A)+(B)	都道府県	32(25)	1	33	39	指定都市	10(8)	0	10	31	市区	260(205)	113	373	731	町村	202(155)	163	365	557	計	504(393)	277	781	1,358
区分	昇給延伸	初任給基準の是正	運用昇給の是正	わたりの是正	給料表の是正	高齢雇員の昇給停止等	最高・特外昇給の昇給期間の是正	小計(A)																																																																																
都道府県	0	1	0	0	2	0	3	6																																																																																
指定都市	0	8	0	3	2	0	8	21																																																																																
市区	5	101	8	26	74	1	143	358																																																																																
町村	1	55	7	9	37	0	83	192																																																																																
計	6	165	15	38	115	1	237	577																																																																																
区分	離手当の是正	退職手当の是正	小計(B)	合計(A)+(B)																																																																																				
都道府県	32(25)	1	33	39																																																																																				
指定都市	10(8)	0	10	31																																																																																				
市区	260(205)	113	373	731																																																																																				
町村	202(155)	163	365	557																																																																																				
計	504(393)	277	781	1,358																																																																																				
給与情報等公表システムによる公表状況	各地方公共団体において、給与情報等公表システムによる給与・定員管理に関する情報の公表が実施され、当該情報について透明性が確保されるとともに団体間の比較・分析が可能となっているか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>1,618団体(85.6%)</td> <td>1,774団体(94.7%)</td> <td>1,808団体(97.0%)</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> <td>47団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>14団体(100%)</td> <td>15団体(100%)</td> <td>17団体(100%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>1,557団体(85.1%)</td> <td>1,712団体(94.5%)</td> <td>1,744団体(96.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「市区町村」欄は、指定都市を除く。</p>				平成17年度	平成18年度	平成19年度	合計	1,618団体(85.6%)	1,774団体(94.7%)	1,808団体(97.0%)	都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)	政令指定都市	14団体(100%)	15団体(100%)	17団体(100%)	市区町村	1,557団体(85.1%)	1,712団体(94.5%)	1,744団体(96.9%)																																																																
	平成17年度	平成18年度	平成19年度																																																																																					
合計	1,618団体(85.6%)	1,774団体(94.7%)	1,808団体(97.0%)																																																																																					
都道府県	47団体(100%)	47団体(100%)	47団体(100%)																																																																																					
政令指定都市	14団体(100%)	15団体(100%)	17団体(100%)																																																																																					
市区町村	1,557団体(85.1%)	1,712団体(94.5%)	1,744団体(96.9%)																																																																																					
人材育成基本方針の策定状況	各地方公共団体において、求められる職員像、人材育成の方策等を明確にした人材育成基本方針が策定され、地方行政を担う人材の育成・確保のための取組が実施されているか。	<p>○平成19年4月1日現在 (単位:団体数、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>指定都市</th> <th>市区町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>47(100%)</td> <td>17(100%)</td> <td>1,810(100%)</td> <td>1,874(100%)</td> </tr> <tr> <td>策定済</td> <td>46(97.9%)</td> <td>17(100%)</td> <td>1,248(69.0%)</td> <td>1,311(70.0%)</td> </tr> <tr> <td>未策定</td> <td>1(2.1%)</td> <td>0(0%)</td> <td>562(31.0%)</td> <td>563(30.0%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○平成18年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>都道府県</th> <th>指定都市</th> <th>市区町村</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>47(100%)</td> <td>15(100%)</td> <td>1,828(100%)</td> <td>1,890(100%)</td> </tr> <tr> <td>策定済</td> <td>46(97.9%)</td> <td>14(93.3%)</td> <td>1,003(54.9%)</td> <td>1,063(56.2%)</td> </tr> <tr> <td>未策定</td> <td>1(2.1%)</td> <td>1(6.7%)</td> <td>825(45.1%)</td> <td>827(43.8%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「市区町村」欄は、指定都市を除く。</p>				都道府県	指定都市	市区町村	合計	合計	47(100%)	17(100%)	1,810(100%)	1,874(100%)	策定済	46(97.9%)	17(100%)	1,248(69.0%)	1,311(70.0%)	未策定	1(2.1%)	0(0%)	562(31.0%)	563(30.0%)		都道府県	指定都市	市区町村	合計	合計	47(100%)	15(100%)	1,828(100%)	1,890(100%)	策定済	46(97.9%)	14(93.3%)	1,003(54.9%)	1,063(56.2%)	未策定	1(2.1%)	1(6.7%)	825(45.1%)	827(43.8%)																																												
	都道府県	指定都市	市区町村	合計																																																																																				
合計	47(100%)	17(100%)	1,810(100%)	1,874(100%)																																																																																				
策定済	46(97.9%)	17(100%)	1,248(69.0%)	1,311(70.0%)																																																																																				
未策定	1(2.1%)	0(0%)	562(31.0%)	563(30.0%)																																																																																				
	都道府県	指定都市	市区町村	合計																																																																																				
合計	47(100%)	15(100%)	1,828(100%)	1,890(100%)																																																																																				
策定済	46(97.9%)	14(93.3%)	1,003(54.9%)	1,063(56.2%)																																																																																				
未策定	1(2.1%)	1(6.7%)	825(45.1%)	827(43.8%)																																																																																				

### 3 その他特記事項

なし